

○今治市レンタサイクル条例

平成17年1月16日

条例第120号

改正 平成18年9月29日条例第69号

平成21年3月31日条例第11号

平成22年9月30日条例第38号

平成27年3月31日条例第34号

平成27年12月28日条例第63号

平成29年3月29日条例第22号

平成31年3月28日条例第4号

令和2年6月24日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、サイクリングを通じて地域間交流の促進及びレクリエーションの振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき、レンタサイクルの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 別表第1に掲げるレンタサイクルターミナルにレンタサイクルを設置する。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に設けたレンタサイクルターミナル（以下「臨時ターミナル」という。）にレンタサイクルを設置することができる。

(使用の許可)

第3条 レンタサイクルを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクルの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) レンタサイクルの管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の譲渡等の禁止)

第5条 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表第2に定める貸出料金に保証料1,100円(小学生以下の者500円)を加え、許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 使用者は、レンタサイクル(電動アシスト自転車、タンデム自転車及び市長が指定する自転車を除く。以下この項において同じ。)をレンタサイクルターミナルに返還しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長の指定する施設においても、レンタサイクルを返還することができる。

3 電動アシスト自転車、タンデム自転車及び市長が指定する自転車の使用者は、貸出しを受けたレンタサイクルターミナルに返還しなければならない。

4 市長は、レンタサイクルが別表第3及び前項に規定する返還施設(臨時ターミナルを設けた場合にあつては、当該臨時ターミナル及び別に市長が定める施設)に返還されたときは、第1項の保証料を使用者に返金する。

5 市長は、レンタサイクルが前項に規定する返還施設に返還されなかったときは、別表第2に定める乗捨加算料を徴収する。

6 前項の場合において、市長は、第1項の保証料を乗捨加算料に充当することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第9条の2 レンタサイクルの管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第9条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) レンタサイクル及び今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例（平成18年今治市条例第26号。以下「共通使用条例」という。）に基づきレンタサイクルと共通使用する他の公の施設の使用の許可及びその取消し等に関する業務。ただし、共通使用条例により共通使用する他の公の施設の許可権者が許可及びその取消し等をする場合を除く。

(2) レンタサイクルの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

（過料）

第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条の許可を受けずに使用した者

(2) 第5条の規定に違反した者

(3) 第6条の規定に基づきその使用を停止し、又は使用の許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者

第11条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の今治市サイクリングターミナル条例（平成15年今治市条例第41号）、今治市サイクルステーション条例（平成11年今治市条例第11号）、マリンオアシスはかた条例（平成16年伯方町条例第1号）、上浦町多々羅しまなみ公園条例（平成16年上浦町条例第9号）又はしまなみの駅御島の設置及び管理等に関する条例（平成11年大三島町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規

定によりなされたレンタサイクルに関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までの使用許可に係る合併前の条例の規定によるレンタサイクルに関する使用料については、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにしたレンタサイクルに関する行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
- 5 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の規定により指定管理者の指定、指定の取消し又は指定の停止の処分があり、許可その他の行為を行う機関が変更された場合は、処分前に権限を有した機関が行った許可その他の行為は、処分後に権限を有する機関が行った許可その他の行為とみなす。また、処分前に権限を有した機関に対しなされた許可の申請その他の申請は、処分後に権限を有する機関に対しなされた許可の申請その他の申請とみなす。

（読替規定）

- 6 第9条の2の規定によりレンタサイクルの管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条及び第4条	市長	指定管理者
第5条	第3条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第3条
第6条	市長	指定管理者
第10条第1号	第3条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第3条
第10条第3号	第6条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第6条

附 則（平成18年 9 月29日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定される指定管理者について適用する。

附 則（平成21年 3 月31日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第38号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第7条の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第34号）

この条例は、平成27年10月1日から施行し、第1条による改正後の今治市レンタサイクル条例の規定及び第2条による改正後の今治市サイクルステーション条例の規定は、同日以後の使用許可に係るものについて適用する。

附 則（平成27年12月28日条例第63号）

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成28年規則第84号で平成28年7月27日から施行）

附 則（平成29年3月29日条例第22号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 次項から第10項までに定めるもののほか、この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用又は占有に係るもの及び申込みに係る加入金について適用する。ただし、一定の期間をもって金額を定めるものとされている使用又は占有にあつては施行日以後に使用又は占有を開始するもの（許可等の更新によるものを含む。）、回数券、入館券等の発行による使用にあつては施行日以後の発行に係るものについて適用する。

附 則（令和2年6月24日条例第35号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（令和2年規則第54号で令和2年7月20日から施行）

別表第1（第2条関係）

施設の名称	略称	位置
今治市中央レンタサイクルターミナル	中央ターミナル	今治市砂場町二丁目8番1号（糸山サイクリングターミナル（サンライズ

		糸山) 内)
今治市今治駅前レンタサイクルターミナル	今治駅前ターミナル	今治市北宝来町二丁目甲773番地8
今治市みなと交流センターレンタサイクルターミナル	みなと交流センターターミナル	今治市片原町一丁目100番地3 (みなと交流センター内)
今治市吉海レンタサイクルターミナル	吉海ターミナル	今治市吉海町名4520番地2
今治市宮窪レンタサイクルターミナル	宮窪ターミナル	今治市宮窪町宮窪2822番地9
今治市伯方レンタサイクルターミナル	伯方ターミナル	今治市伯方町叶浦甲1668番地1
今治市上浦レンタサイクルターミナル	上浦ターミナル	今治市上浦町井口9180番地の2
今治市大三島レンタサイクルターミナル	大三島ターミナル	今治市大三島町宮浦3260番地 (今治市しまなみの駅御島内)

別表第2 (第7条関係)

レンタサイクル使用料

種類	貸出料金		乗捨加算料
	大人	小学生以下の者	
電動アシスト自転車	6時間以内 1,600円	—	—
タンデム自転車	1日につき 1,300円	—	—
その他の自転車	1日につき 1,100円	1日につき 300円	大人 1,100円 小学生以下の者 500円

備考

- 「1日」とは、午前0時から午後12時までをいい、使用時間が1日に満たないとき又は1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 電動アシスト自転車の貸出しは、6時間以内に限る。
- 自転車の貸出しが、許可を受けた日数を超えたときは、超えた日数の貸出料金を徴収する。

別表第3 (第7条関係)

レンタサイクルの返還施設

貸出施設	返還施設
中央ターミナル	中央ターミナル
	今治駅前ターミナル
	みなと交流センターターミナル
今治駅前ターミナル	今治駅前ターミナル
	中央ターミナル
	みなと交流センターターミナル
みなと交流センターターミナル	みなと交流センターターミナル
	中央ターミナル
	今治駅前ターミナル
吉海ターミナル	吉海ターミナル
	宮窪ターミナル
宮窪ターミナル	宮窪ターミナル
	吉海ターミナル
伯方ターミナル	伯方ターミナル
上浦ターミナル	上浦ターミナル
	大三島ターミナル
大三島ターミナル	大三島ターミナル
	上浦ターミナル